

甲府法人会たより



「法人会全国青年の集い 山梨大会」終了後の記念写真（アイメッセ山梨に設置したメインステージにて）

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和8年1月

第169号

題字 関 会長

法人会
**消費税期限内納付
推進運動**

令和7年分の所得税等の確定申告書の提出は、
令和8年3月16日（月）までです。

主な内容

新年のご挨拶
令和8年の県内経済の展望
納税表彰
全国青年の集い「山梨大会」
税制改正要望活動
税に関する絵はがきコンクール
小学生の税に関する習字展
法律相談
税務相談



公益社団法人甲府法学会会長
一般社団法人山梨県法人会連合会会長

関 光良

あけましておめでとうございます。皆様方には、令和8年の新春をご家族お揃いで、健やかに迎えにいられたことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、「全国青年の集い 山梨大会」の開催に向け、青年部会を中心に大きなエネルギーを注いだ一年であつたと感じております。全国から約二千名の若手経営者が山梨に集い、「租税教育活動」や「健康経営」に関する情報交換を行いました。大会では、武田信玄公の言葉を引用した「人は石垣 人は城 光り輝く未来のために」をスローガンに掲げ、全国から集った仲間が「絆」と「助け合い」の心をもって、「法人会活動の城」を築き上げることができたものと確信しております。

本大会の開催にあたり、多くの会員の皆様をはじめ、税務当局、県をはじめとする自治体、関係団体の皆様から多大なるご支援とご協力を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。

本年は、「全国大会」という大きな事業を成し遂げたことで生まれた、新たな人と人とのつながりを、「午年」という干支にちなんで、さらに力強く前進させていく

年にしたいと考えております。

法人会は、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」という理念のもと、

- ①税制改正に関する提言活動
- ②会員の研鑽を支援する研修活動
- ③地域振興やボランティアなどの地域社会貢献活動

この三つを大きな柱として活動している団体です。

公益法人としての法人会の役割を、改めて社会全般に広く発信し、法人会活動の価値をさらに高めてまいりたいと思います。そのためには、活動の仲間となります会員を増やしていくとともに、多くの会員の皆様に事業へ積極的にご参画いただくことが不可欠です。会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、皆様方の法人会活動への一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝と事業のますますのご繁栄を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶いたします。

(株式会社 山梨中央銀行 代表取締役会長)



山梨県知事

長崎 幸太郎

新年明けましておめでとうございます。公益社団法人甲府法学会会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のうちに令和8年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素から関会長をはじめ会員の皆様におかれましては、適正な申告納税推進へのご協力をはじめ、県政の推進に深いご理解とご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

本県では、現在「県民一人ひとりが豊かさを実感できる山梨の実現」を究極の目標に掲げ、県民の暮らしをあらゆる外的衝撃から守り抜く「ふるさと強靱化」と、交流を広げ新たな可能性を拓き、豊かさの元となる価値を創出する「開の国」づくり」という二つの大きな柱のもと、幅広い分野で施策を展開しているところです。

施策を着実に進めるためには、その財源となる税収を確保することが不可欠であり、そのためには、県民の皆様の税に対する理解を深めるとともに、納税しやすい環境を整備することが必要であります。

本県では、DXの推進により地方税統一QRコードによるキャッシュレス納付の普及に努めており、県のホームページ上に納

付方法の動画を掲載するなど、県民の皆様が気軽にキャッシュレス納付を利用できるような工夫を凝らしております。また、納税者の利便性の向上だけでなく金融機関における事務負担の軽減など、社会全体のコスト削減につながるeLTAXの積極的な利用も継続的に呼び掛けていくところです。

特にeLTAXによる電子納付については、更なる普及の余地が大きい状況にあることから、県内金融機関・税務署・市町村・山梨県法人会連合会の皆様との連携による「納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト」の活動を通じて、引き続きeLTAXの利用開始手続きの支援に力を入れて参ります。

今後も、納税者の皆様の信頼と期待に応えられるよう、公平・公正な税制運営に努めて参りますので、会員の皆様におかれましては、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人甲府法学会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げます。新年の挨拶いたします。



甲府税務署長

小林 道太

あけましておめでとうございます。

公益社団法人甲府法人会の会員の皆様におかれましては、令和8年の新春をお健やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年中は、関会長をはじめ甲府法人会の皆様には、税務行政の円滑な運営につきまして、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」との理念の下、「税制改正に関する提言」、会員の研鑽を支援する「研修活動」、地域振興やボランティアなどの「地域社会貢献活動」を積極的に実施されております。さらに昨年は、約2年に渡る準備期間を経て、まさに「オール山梨」で取り組まれた「第39回 法人会全国青年の集い 山梨大会」を皆様の情熱と団結力で見事に成功へと導かれ、山梨の魅力を全国に発信するすばらしい大会となりました。私個人としても、長い税務人生において大変印象深く思い出に残るものとなりました。

さて、昨年を振り返りますと、物価上昇や人手不足への対応、エネルギー価格の高止まりなど、事業環境が依然として厳しい中で、会員企業の皆様におかれましては、地域の雇用と経済を支えるべく、事業運営にご尽力されておりますことに改めて深く敬意

を表します。

このような環境変化への対応には、業務の効率化と生産性向上に資する事業者のデジタル化の推進が重要であり、経理や給与計算、請求書発行等をデジタル化し、ALLeierTaxによる電子申告をご利用いただくことで、事務負担の軽減や記載誤りの防止が期待されます。併せて、ダイレクト納付などのキャッシュレス納付のご利用は、窓口に向うことなく納付ができ、安全かつ効率的な納付方法となっております。特に、納付回数が多い源泉所得税のご利用をお勧めしております。甲府税務署といたしまして、導入や操作に関するご相談に、丁寧に対応してまいりますので、ALLeierTaxとキャッシュレス納付のご利用を何卒よろしくお願い申し上げます。

また、間もなく始まります令和7年分の所得税等の確定申告につきましても、是非、ご自宅等からの「スマホ申告」のご利用を従業員の皆様にお声がけいただきますようお願い申し上げます。

結びに当たり、新しい年が貴会にとりまして、丙午の年にふさわしく、駿馬が天を駆け抜けるごとき勢いと尽きることのない情熱をもつて、益々の飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



東京地方税理士会
甲府支部長

矢崎 浩

謹んで新春のお慶びを申し上げます。公益社団法人甲府法人会の皆様におかれましては、令和8年の輝かしい新春を健やかにお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、関会長をはじめ役員および会員の皆様には、税理士会甲府支部の活動に深いご理解と温かいご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、社会経済を取り巻く環境は、デジタル技術の急速な普及や国際情勢の変動を背景に、大きな転換期を迎えております。

税制・会計制度の改正に加え、電子申告・電子納税の普及、電子帳簿保存法への対応など、企業の税務実務はこれまで以上に高度化・多様化しております。とりわけ電子化の流れは今後さらに加速することが予想され、事業者の皆様には新しい制度や仕組みへの理解と柔軟な対応が求められる機会が一段と増えております。

私ども税理士会は、こうした変化が皆様の負担となるのではなく、業務の効率化や

税務処理の精度向上に資するものとなる

よう、丁寧な説明と実務に根ざした支援を行ってまいります。電子申告や電子納税は、適切に活用することで事務負担の軽減や

申告手続きの迅速化に大きな効果をもたらす重要な仕組みです。税理士会としても、導入段階から運用定着まで寄り添い、安心して取り組んでいただける環境づくりに努めてまいります。また、行政機関との連携を密にし、地域の実情に即した制度運用が図られるよう働き掛けを続けてまいります。

甲府法人会が長年にわたり培われてきた互助と研鑽の精神は、地域社会の大きな財産であり、持続可能な地域経済の実現に欠かせない力です。税理士会としても、その歩みに寄り添い、会員企業の発展とともに支える存在であるべく、支部一丸となつて取り組んでまいります。

本年が皆様にとりましてさらなる飛躍の一年となりますよう心より祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

賀



正

顧問

高野孫左エ門
矢崎 浩
(株)吉字屋本店
東京地方税理士会甲府支部

会長



関 光良
(株)山梨中央銀行

副会長



佐々木宏明
山梨トヨタ自動車(株)



上原 勇七
(株)印傳屋上原勇七



小林 成光
(株)小林製作所



小野 光一
金精軒製菓(株)



篠原 義明
篠原貿易(株)

常任理事

坂本 政彦 (株)坂本建運
鈴木 淳郎 (株)テレビ山梨
依田 訓彦 (株)少國民社
鶴田哲嗣郎 鶴田電気(株)
太田 丈三 太田工業(株)
笹本 清美 白根運送(株)
飯沼 良二 (株)ジュエリーイイヌマ

理事

山寺英一郎 井筒屋醤油(株)
湯沢 基 湯澤工業(株)
井上 重良 協国母工業団地工業会
長谷川正二郎 長谷川醸造(株)
小澤 博音 (株)川音運輸
宮川 武 (株)甲斐延
小澤 一正 アジア燃料(株)
清水 新司 清水工業(株)
早野 正泰 (株)早野組
寺井 英仁 寺井木材(株)
相原 紀幸 (有)相原商事
依田 道徳 (株)依田商店
相川 幹夫 龍王産業(株)
矢部 兵衛 (株)シンゲン
鈴木 浩文 鈴木製菓(株)
中村 国男 (株)中村建設
丸茂 正樹 (株)マルモ
望月慎太郎 大栄設備(株)
浅川 重直 (有)浅川建工
高村 隆義 (株)ユニオックス
雨宮 俊彦 (株)マンゲン
金井 一憲 宏和建設(株)
萩原 眞次 (有)萩原組
浅川 俊之 (有)浅川興業
望月 英昭 山梨県機械金属工業団地協
宿沢 一六 (株)ネオシステム

監事

加藤 吉一 (株)コンピュータマインド
田中 茂樹 税理士法人ボライト田中会計
伴野 公亮 (株)古名屋
清水 栄一 (株)フォネット
雨宮 恵美 (有)雨宮オートボディーサービス
萩原 真 (株)カルク
田中 雅貴 (株)清月
野田 清紀 (株)北開発興業(株)
竹井 幹 (株)丸政
名取 政義 山梨住宅工業(株)
北原 正倫 マコト医科精機(株)
諸平あゆみ 中部食品(株)
有野 義人 (株)オオキ
大木賢太郎 (株)入兆
飯島 明美 (株)山梨文化会館
鈴木 利洋 山梨交通(株)
三富 聖久 (株)五幸商会
望月 尚 山梨信用金庫
山土井浩一 (有)北條油店
北條 繁寿 (株)オギノ
萩野 雄二 (株)光新
松本 一雄 (株)関東技研
浅川 貴 (株)甲斐興運
石原 建二 (株)奥水商事
興水 崇 (株)システムインナカゴミ
中込 裕 藤精機(株)
新藤 淳 (株)石友
向山 孝明 山梨経済同友会
村田 俊也 (株)マネージメント企画
久武 慎一 甲府信用金庫
秋山 克人 (学)CJC Global Education Japan
太郎良留美

相談役

金丸 康信 (株)テレビ山梨
丸茂 紀彦 (株)マルモ
中村己喜雄 (株)中村建設
田中 雅承 (株)カルク
三枝 正彦 (株)ダイアート三枝
中込 功 ナカゴミ(株)
大木 勝志 (株)オオキ
氏原 勲 (株)八光
古守 康直 合同会社コモリ
窪田 広宣 (株)窪田商会
長坂 茂 (有)長坂百貨店
久保寺孝男 (株)甲府ワインポート
岸本 良三 敷島金属工業(株)
望月 英雄 (株)サンキョー
飯島 忠 (株)湊興
清水 修一 協和産業(株)
深澤由美子 熊野屋物産(株)
石井 猛雄 疾測量(株)
秋山 稔 秋山紙販売(株)
丸山 正和 (株)コーシン
近藤 誠 (株)近藤宝飾
興水 順彦 (株)清里給油所
内田 博 (株)内田印刷所
井上 善展 (株)イノウエ
齊藤 基樹 浅川熱処理(株)
小林 重夫 (株)小林商会
秋山 勉 (株)ホテル舟山
山村 一 (株)パロン宝飾
梅本 実 丸十山梨製パン(株)
丹沢 始 (株)丹沢電機

専務理事

酒井 信 公益社団法人甲府法人会

事務局職員一同

2026年の

県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社
経済調査部部長 小柳哲史

昨年2025年は、陰陽五行において「古い慣習といった様々な抵抗に屈することなく、新境地を目指す」というような意味がある「乙巳（きのと・み）」にあたる年でした。

県内においては、人手不足が深刻化するなかで、人材の維持・確保の観点から多くの企業が賃上げを実施しました。それに伴い、原材料やエネルギー価格、人件費などコスト上昇

分に関する価格の転嫁について、取引先と粘り強い交渉を行う姿もみられました。このように雇用・所得環境が改善する一方で、長引く物価高に伴う生活防衛意識の高まりから個人消費が力強さを欠いたほか、米国の関税引き上げによる先行きへの不透明感が強まるなかで、生産面でも機械工業で弱い動きが続くなど、全体としては回復実感の乏しい年であったと思われます。

今年の県内景気を展望しますと、

機械工業を中心に生産が増勢に転じていくなかで、企業収益の改善に伴い設備投資も持ち直していくことが期待されます。また、雇用・所得環境の改善や政府の経済対策などを通して個人消費も増加基調で推移していくと見込まれることから、全体としては緩やかな回復に向かうとみられます。

項目別にみると、個人消費は、人材の維持・確保や従業員のモチベーション向上を図るため、賃上げに取り組む企業の拡大が見込まれ、消費マインドの改善を通して、緩やかに上向くと考えられます。

設備投資は、増加基調に転じていくものと考えられます。外需の不透明感が重石となるものの、人手不足やデジタル化、脱炭素への対応といった中長期的な課題解決に向け、設備投資に取り組む企業が増加するとみられます。なお、山梨中央銀行

が実施した「山梨県内企業経営動向調査」の2025年度下期（25年10月～26年3月）の設備投資計画においても、実施予定率、投資額ともに前向きな姿勢が窺われます。

生産面をみますと、機械工業では、AI向けを中心とした半導体需要の拡大に伴い半導体製造装置が増勢を強めていくと考えられます。また、電子部品・デバイスや産業用ロボットなどが持ち直していくとみられるほか、自動車向け部品も、米国の関税政策の不確実性が和らぐなかで上向いていくと期待されます。一方、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業については、物価高や国内需要の伸び悩みから、厳しい局面が当面続くと考えられますが、

新製品開発に注力することや、顧客ニーズを捉えた自社ブランドの構築などに取り組むことで、新たな需要の取り込みが可能となると考えられます。

なお、観光関連をみますと、中国人観光客の動向など不安要素はありますが、全体では、国内外の観光客の更なる増加が見込まれ、県内各地で賑わいが続くと期待されます。

さて、陰陽五行によると、2026年は、「丙午（ひのえ・うま）」にあたります。「丙」には、明

るい機運（陽気）が高まるが、同時に衰退が始まる、という意味があります。また、「午」には、陽気が下から上に突き上げて出ようとしている姿を表し、逆らうという意味があります。このため、「丙午」は、「昔からの慣習やしきたりを打ち破るような、革新が起こる」年ということになるでしょうか。

2025年は、20年ぶりに日本で万博が開催され、多くの観光客で賑わったほか、日経平均株価が史上初の5万円に到達するなど、明るい話題が多かったように思います。2026年も日本勢の活躍が期待できる国際的なスポーツのイベントが続き、更なる飛躍が望まれる年になりそうです。新しい年は、「竜馬（りゅうめ）の蹟（つまづ）き」を恐れず、「天馬空を行く」ように、既成概念にとらわれることなく、新たなことにチャレンジしていく年にしたいものです。

※竜馬の蹟き…どんなに優れた人でも時には失敗することがあるという意味
※天馬空を行く…天馬が空をかけるように、自由な発想や行動をするという意味

令和7年度 納税表彰

税務協力団体などの活動を通じ、納税意識の高揚などに貢献された方々を表彰する「納税表彰式」が行われ、当会の関係者からも多くの方々が受彰されました。誠におめでとうございます。

● 甲府税務署長表彰

笠井 健 夫氏（元理事）
株式会社峽南堂印刷所

中村 国 男氏（理事）
株式会社中村建設

大木 賢太郎氏（理事）
株式会社才オキ

● 甲府税務署長感謝状

栗山 直 樹氏（元理事）
株式会社栗山商店

中沢 雄 一氏（青年部会副部会長）
有限会社中沢実業



関係民間団体を代表して祝辞を述べる関会長



受彰者を代表して挨拶を述べる中村理事



受彰者と甲府法人会関係者



租税教育活動プレゼンテーション

11月20日、21日に甲府市のYCC県民文化ホール、甲府記念日ホテル、アイメッセ山梨の3会場において「第39回法人会全国青年の集い（山梨大会）」が開催され、山梨県内の4つの青年部会が中心となり役割を分担して運営を行いました。
この全国青年の集いは、全国の法

第39回

「法人会全国青年の集い」

山梨大会開催



部会長ウェルカムパーティー

人会青年部会員の交流と研鑽の場であるとともに、各地から推薦された青年部会による「租税教育活動」や、青年部会や部会員企業の「健康経営への取り組み」を発表する場として、青年部会活動の充実と発展に重要な役割を果たしています。
郷土の英雄「武田信玄公」の名言から引用した山梨大会のスローガンは、「人は石垣 人は城 光り輝く未来のために」。人こそが組織や地域を支える礎であり、全国の法人



会員交流分科会

会の活動が輝くことで、地域や国の将来を担う子供たちの光り輝く未来につながる大会になる様、願いを込めました。
大会1日目はYCC県民文化ホールにおいて、全国各地を代表する「租税教育活動プレゼンテーション」と「健康経営大賞」の発表を行い、「租税教育活動プレゼンテーション」では山梨県からも「鯉沢法人会」が、峡南地域を中心に撮影を行い、昨年完成した短編映画「租税教室」未来へのおくりもの」を活用しての租税教育活動を発表しました。
「健康経営大賞」の発表ではどの取り組みも、地域や自社の特色を生かし、工夫やアイデアを凝らした事例が発表されました。参加者も自身の所属法人会や自社での活動の参考



大盛況の物産展

となるよう熱心に聴講されました。
その後、会場を甲府記念日ホテルに移し、全国の青年部会長が参加の「部会長ウェルカムパーティー」を開催しました。山梨の味覚を堪能いただきながら、翌日にひかえる「部会長サミット」のためのコミュニケーションの場となりました。
大会2日目は甲府記念日ホテルにおいて「部会長サミット」を実施しました。「租税教育活動と法人会版健康経営プロジェクトの推進」をテーマに講演と円卓会議を行い、各青年部会が取り組む活動内容を共有し、熱い議論が交わされました。
さらにアイメッセ山梨では、希望者約150人による「会員交流分科会」を開催し、「租税教育活動のさらなる推進」すべての小学校での



講演する佐久間社長



式典で表彰される大木大会会長



大会旗伝達を行う
大木大会会長と中沢大会実行委員長



大懇親会



ナイト案内所

開催に向けて」をテーマにグループワーク等を行いました。講師は租税教室において顕著な実績のある東京の立川法人会青年部会の方々が務め、「立川モデルの軌跡」と題して、租税教室の開催校を拡大させた方法などの話をいただきました。

「部会長サミット」終了後は、部会長もアイメッセ山梨に移動し、屋外展示場で開催した「物産展」では用意した席が満席なるほど大変賑わいました。地元企業や団体計30店が県産ワインや地酒をはじめ、ご当地グルメ、工芸品、土産品などを出品し、多くの店舗では売り切れ続出の大盛況でした。

ラブの枠を超えた存在と役割」と題して講演を行っていただき、人と人、企業と地域をつなぐ取り組みは、経営者にとって共感を呼ぶヒントになったと思います。

続く「大会式典」は、大会会長を務めた大木賢太郎部会長の開会の言葉で始まり、来賓を代表して、甲府市の樋口雄一市長からご祝辞をいただきました。1日目の租税教育活動プレゼンテーションと健康経営大賞の結果発表および表彰が行われ、それぞれ最優秀賞を受賞した青年部会と企業が事例発表を行いました。

令和6年度青年部会増強運動結果では、山梨県法人会連合会が県連純増基準で全国第1位となる優秀賞を、そして甲府法人会が単体会純増基準で全国第2位となる優秀賞を受賞しました。

その後、大会実行委員長を務めた中沢雄一副部会長が「大会宣言」を行い、最後に次年度の大会開催を担う島根県の青年部会連絡協議会に大会旗が伝達されました。

大懇親会は、笛吹高校の生徒の熱気溢れる太鼓で幕を開け、山梨県連の関光良会長による主管者挨拶、山梨県の長崎幸太郎知事のご祝辞をいただきました。用意した料理・地酒・ワイン等は、「甲州牛」、「ほうとう」、「鳥もつ煮」、「シャインマスカット」、「県産食材のオードブル」など地元企業や団体のご協力により、山梨の食や文化を来場された皆様にご堪能いただきました。

さらにメインアトラクションでは笛吹市出身でレミオロメンの藤巻亮太氏によるミニライブを行い、「粉雪」「3月9日」「南風」などのヒット曲を披露していただき、会場は一体感に包まれ大変な盛り上がりとなりました。

また、2日間を通して甲府市中心街に「ナイト案内所」を設け、全国からの参加者へ飲食店を紹介するなどのもてなしをしました。

さらに翌日は、富士河口湖町の富士桜カントリー倶楽部で「ゴルフエクスカーション」も行いました。

3日間を通して晴天にも恵まれ、充実した山梨大会を無事終了することができました。



その他の大会写真は
こちらのQRコード
からご覧ください。

大会を振り返って



大会会長
大木 賢太郎



2年前から準備してまいりました「第39回 法人会全国青年の集い 山梨大会」が11月20日、21日で開催されました。

山梨へのアクセスも良くない、ホテルの数も足りない、開催できる会場も近くにまとまっていない、飲食店が足りない、タクシーの台数が少ない等々、大会前の心配は多くありました。ですが、甲府以外の3つの青年部会の部会長、委員長をはじめとする青年部会のメンバー、8年前に女性フォーラムを成功させた女性部会の皆様、そして親会の皆様にご協力いただき、地方都市山梨でも2,000名を超える青年の集いを開催することができました。

大会テーマは、「人は石垣 人は城 光り輝く未来のために」とさせていただきます。何より大切なモ

ノは人との絆であり、その絆はどんな石垣や城にも勝る。場所や箱ではなく、全国の仲間と人との絆で大会を創り上げ、子供たちの光り輝く未来へ繋がるような大会にしたいこのようなテーマにしました。

大会は、租税教育活動、健康経営プロジェクトの発表プレゼンが行われるYCC県民文化ホール。全国440の部会長が集まる部会長ウェルカムパーティー・部会長サミットを開催する甲府記念日ホテル。そして、物産展、記念講演会、大会式典、大懇親会が開催されるアイメッセ山梨の3会場となり、会場や市内を結ぶシャトルバスは2日間でのべ30台準備しました。

プレゼンは、すべての発表が素晴らしい、部会長サミットでは、法人会活動について熱く意見を交換して

いただきました。

2日目の大会式典では、ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブの佐久間社長に「プロヴィンチア（地方クラブ）の挑戦」とし、フットボールクラブの枠を超えた存在について講演いただきました。物産展も大盛況であり、大懇親会では、よつちゃん食品工業様、シャトレレーゼ様、中部食品様をはじめとする県内企業の皆様にご協力いただき、山梨県産の食材と日本酒やワインでのおもてなしをしました。アトラクションでは、笛吹高校のすいれき太鼓、藤巻亮太さんのミニライブと大変盛り上がり、多くのメンバーと懇親を深めることができました。

翌日の富士桜カントリー倶楽部でのゴルフエクスカリションも含め、3日間晴天に恵まれ大きな問題もなく、無事に大会を終えることができました。

そして、全国の多くの仲間が夜の街に繰り出し、大変な賑わいであつたと聞いております。

大会準備、大会を通して感じたのは、全国の仲間の法人会活動への熱い想いです。すべての子供たちに「租税教育」を実施し「税の大切さ」を伝えたい。「法人会健康経営」を実践し、少しでも子供たちに良い

社会を残してあげたい。全国の青年部会の仲間の想いが大会を創っていることを実感し、無事に「場」の提供をできたことにホッとしております。

今回、山梨県連一丸となり青年の集いを行いました。この熱を冷ますことなく、青年部会を、法人会を盛り上げ、山梨の発展につなげていきたいと思えます。

関会長をはじめとする親会の皆様、女性部会の皆様、協力保険会社3社をはじめとする多くの皆様にご協力をいただきました。実行委員を代表し、この場を借りて厚く御礼申し上げます。ありがとうございます！



式典で開会の言葉を述べる大木大会会長

第39回 法人会全国青年の集い山梨大会 大会を振り返って



●大会実行委員長
中沢 雄一

「第39回 法人会全国青年の集い 山梨大会」へのご協力に心からの感謝と御礼を申し上げます。全国各地より2,000名を超えるご参加をいただき、同じ志を持った皆様とともに最高の時間を過ごさせて頂きました。本場にありがとうございました。

2年ほど前に実行委員長の大役を引き受けさせていただいてから、大木大会会長と共に東京での役員会での上程や、各地の法人会へのPR活動を行わせて頂きました。個人的には前々回の山形大会へは参加することができず、前回の福井大会で初めて「青年の集い」を経験し、右も左もわからない状態からのスタートとなり、各委員長や事務局の皆様にはご迷惑とご心配をおかけし、大変申し訳なく思っております。大会が近づくにつれ各委員長の皆様が本当に積極的に委員会を運営していただき、感謝の気持ちでいっぱいです。当日を迎えるにあたり、甲府法人会の関会長をはじめとする親会役員の皆様、各関連業者の皆様、協力保険会社3社の皆様、女性部会の皆様からの多くの励ましのお言葉や労いのお気持ちを頂けたことに関しまして改めて感謝、御礼を申し上げます。

当日は2日間とも最高の天気となり、本場に多くの法人会青年部会の皆様に全国各地よりお越しをいただき、我々の想像をはるかに超える盛り上がりを作り出していただきました。多くの皆様のお力添えのおかげをもちまして、無事に大会を終えることができました。ありがとうございました。

この山梨大会を契機とし、我々はさらに団結し、租税教育の推進・健康経営の促進・青年部会員の増強に邁進していきます。「青年の集い山梨大会」を終えた今だからこそ、甲府法人会活動のさらなる魅力を発信し、このまちの将来を担う子供たちの光り輝く未来に繋げてまいります。本場にありがとうございました。



「大会宣言」を読み上げる中沢大会実行委員長



●総務委員長
遠藤 宗和

総務委員会は「暇で何事もないことが一番の成果」を目指し、当日を含め対応をさせていただきます。

大きなトラブルもなく、法人会、青年の集い山梨大会が無事完遂できたことを嬉しく思うとともに設営をしてくれた青年部会の委員会メンバーと他の委員会の努力と実行力の結果であるかと思えます。また、当日を含め事前準備をご対応頂いた女性部会の皆様・大同生命の職員の皆様には重ねて感謝申し上げます。

本大会を通して、山梨県内の法人会青年部会が一つとなり、今後の活発な活動につながっていったら幸いです。



●広報委員長
笠井 健弘

広報委員会では、公式LINE運用や取材対応、ナイト案内所の運営など多岐にわたる業務を担当しました。準備の遅れや人員配置の課題など反省点もありましたが、委員会メンバーが主体的に動き、地元店舗との連携や来場者との交流を深められたことは大きな成果となりました。また、甲府法人会青年部会以外の県内の青年部会メンバーとともに一致団結して取り組めたことは、非常に貴重な経験でした。

今回得た学びを次回開催県へしっかりと引き継ぎ、より良い大会運営につながることを願っております。



●租税教育・健康経営
プレゼン担当委員会
細田 和宏

今回の山梨大会において、「租税教育活動プレゼンテーション」、「健康経営大賞」、「会員交流分科会」の3つのセクションの運営を担わせていただきました。正直かなり直前に入ってから急ピッチで練り上げていく形になりましたが、委員会の皆様のお力で無事任務を完了することができました。本番においては他法人会の取り組みや発表にける熱量を強く感じました。良い刺激をいただける役割と機会であったなと思います。あらためて関係各位に感謝申し上げます。



●式典・記念講演
担当委員会
小原 一浩

「大懇親会」にバトンをつなぐ大きな役割となる記念講演と式典を担当させていただきました。記念講演では、山梨という地域の特性や人とのつながりによってもたらされる大きな力が、地域活性の原動力となるということを、県内外の青年部会の皆さまにお伝えするため、ヴァンフォーレの佐久間社長様に講演いただき、会場を埋め尽くすほどの方々にご参加いただきました。式典はとにかく滞りなく出来るように、前日および当日のリハーサルで細かな部分をつめました。何よりも委員会メンバーの皆様には4回の打合せと、前日、当日と大勢のご協力をいただき、一人ひとりが主体的に役割を果たして下さったお陰でスムーズに運営ができたこと、盛況に導くことができたこと、心から感謝の気持ちで一杯です。様々な場面で支えて下さった、委員会メンバーの皆さま、本場にありがとうございました。



● 宿泊・エクスカーション・
交通担当委員会
小林 大希

当委員会は宿泊場所の選定と案内、富士桜カントリー倶楽部でのゴルフコンペ設営、甲府駅や各会場からバスで移動する際の交通案内や時間帯・台数の管理、また、乗用車で会場を訪れる会員の案内を行いました。皆さまの献身的なサポートのおかげで滞りなく職務を全うすることができました。全国の会員から、口々に感謝や労いの言葉をいただいたことは今までの時間が報われる瞬間でした。この貴重な大会の委員長にご拝命いただけたことに感謝申し上げます。大会の振り返りとさせていただきます。



● 部長
ウエルカムパーティー・
サミット担当委員会
藤巻 一史

全法連青連協役員、各法人会青年部会長等の皆様の約450名を対象に行われる部会長ウエルカムパーティー・サミットの担当となりました。山梨県産の食材の料理、ワインや日本酒を楽しみながら同じ規模間の部会長同士で親しくなり、翌日の部会長サミットでざっくばらんに様々な意見が飛び交い、議論が盛り上がるように意図しました。各テーブルのファシリテーターも活躍していただき、大変盛り上がりのあるサミットになり全青連の大貫会長や大木大代会長も満足していただけたかと思えます。皆様のご協力に感謝いたします。



● 物産展担当委員長
秋山 一也

山梨大会の物産展は、多くの来場者に恵まれ、用意した席が満席となる大盛況でした。多くの出展者にご協力いただき、地元のワインや果物から、その場で食べられる加工品まで幅広いラインナップが揃い、来場者からは「種類が多くて楽しかった」との声が多数寄せられました。特に500円・1,000円の購入しやすい切りの良い価格帯の商品が好調で、さらに1万円を超える高額商品も売れるなど、幅広い価格帯が効果的に機能しました。山梨らしさと活気に満ちた物産展となり、次回大会島根県への良い引き継ぎの手応えを得られた大会でした。



● 大懇親会担当委員会
細倉 拓也

大懇親会は、大会の締めくくりとして、多くの参加者ならびに運営関係者の皆さまのご協力のもと、盛大に開催することができました。事前準備をはじめ、手作業を要する工程など、運営上の負担も少なくありませんでしたが、委員会メンバーや事務局の方々のご協力により、全体を通して円滑な運営を実現することができました。また、終了後の撤収および後片付け作業につきましては、他委員会の皆さまからの多大なるご協力を賜り、短時間で円滑に完了することができました。大変にありがとうございました。

大会の実施内容

●開催1日目

日程	時間	内容	会場
11/20 (木)	12:00～13:30	全国法人会総連合 第2回青年部会連絡協議会	YCC県民文化ホール 3階「会議室」
	14:00～16:25	租税教育活動プレゼンテーション	YCC県民文化ホール 1階「大ホール」
	16:45～18:00	健康経営大賞	
	19:15～20:30	部会長ウエルカムパーティー	甲府記念日ホテル 1階「昇仙閣」

●開催2日目

日程	時間	内容	会場
11/21 (金)	9:00～11:30	部会長サミット	甲府記念日ホテル 1階「昇仙閣」
	10:30～12:00	会員交流分科会	アイメッセ山梨 4階「大会議室」
	14:00～15:00	記念講演	アイメッセ山梨 1階「Aホール」
	15:30～17:30	大会式典	
	18:00～19:30	大懇親会	アイメッセ山梨 1階「BCホール」

●同時開催

日程	時間	内容	会場
11/21 (金)	10:00～17:00	租税教育活動パネル展示	アイメッセ山梨 1階「ロビー」
	10:00～14:00	物産展	アイメッセ山梨 屋外展示場

●●● 税制改正要望活動

山梨県選出国會議員、山梨県及び 管内自治体に税制改正提言書を提出

公益財団法人全国法人会総連合の理事会において決議された「令和8年度税制改正に関する提言」の実現に向けて、10月27日に山梨県法人会連合会の小林成光税制委員長（甲府法人会・税制委員長）と山梨県連税制委員が、山梨県関係の国会議員の各事務所（東京の議員会館）を訪問し、税制改正に関する提言を行いました。

また12月には、小林税制委員長と久武慎一税制副委員長が、山梨県、甲府市、韮崎市、北杜市、甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町の各首長及び議長に対して提言を行いました。



衆議院議員 堀内 詔子 事務所
堀内 詔子 衆議院議員（右から3人目）



衆議院議員 中島 克仁 事務所
中島 克仁 衆議院議員（右から3人目）



参議院議員 永井 学 事務所
玉木 武彦 秘書（中央）



衆議院議員 中谷 真一 事務所
中谷 真一 衆議院議員（左から3人目）



参議院議員 後藤 斎 事務所
後藤 斎 参議院議員（左から3人目）

山梨県と管内自治体への要望活動



甲 府 市

樋口 雄一 市長（右から2人目）



山 梨 県

関口 龍海 総務部長（右から3人目）



南アルプス市

金丸 一元 市長（中央）



韮 崎 市

内藤 久夫 市長（中央）



北 杜 市

大柴 邦彦 市長（右から2人目）



甲 斐 市

瀬戸 隆之 副市長（中央）



昭 和 町

塩澤 浩 町長（中央）



中 央 市

望月 智 市長（中央）

第15回

税に関する絵はがきコンクール

主催：公益財団法人全国法人会総連合・一般社団法人山梨県法人会連合会・公益社団法人甲府法人会

後援：国税庁・山梨県租税教育推進協議会

租税教育活動の一環として、児童に税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、理解と関心を深めていただくことを目的に実施しました。甲府税務署管内からは小学校21校から176点の応募があり、12月13日、イオンモール甲府昭和において、優秀賞を受賞した児童を招いて表彰式を行いました。上位作品をご紹介します。（学校・学年・氏名50音順、敬称略）



絵はがきコンクールの受賞者



賞
甲府法人会長賞

山梨学院小学校
5年 志村 六花



賞
甲府法人会女性部会長賞

山梨学院小学校
5年 澤野 瑛斗



賞
甲府税務署長賞

甲斐市電王東小学校
6年 古屋 希海

優秀賞



山梨学院小学校
6年 八重樫 莉歩



山梨学院小学校
6年 小田切 裕真



韮崎市立甘利小学校
5年 長瀬 絢美



甲斐市立敷島北小学校
5年 多和田 稜己



甲斐市立電王東小学校
6年 古屋 七海

令和7年度

小学生の税に関する習字展 表彰式

12月13日、イモンモール甲府昭和において、「小学生の税に関する習字展」の優秀賞を受賞した児童を招いての表彰式を行いました。

ご家族や大勢の一般の来場者が見守る中、甲府市副市長 伊藤昌弘様、韮崎市長 内藤久夫様をはじめとする多くのご来賓の方々から賞状を贈呈していただきました。受賞した児童の皆様、誠におめでとうございます。

(作品は15～16ページに掲載)



会場入口の作品展示の様子



甲府市長賞の受賞者



韮崎市長賞の受賞者



甲府市教育長賞の受賞者



韮崎市教育長賞の受賞者



甲府法人会長賞の受賞者



甲府税務署長賞の受賞者



東京地方税理士会甲府支部長賞の受賞者



甲府税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞の受賞者



山梨日日新聞社賞の受賞者



山梨放送賞の受賞者



テレビ山梨賞の受賞者

小学生の税に関する習字展



主催 公益社団法人甲府法人会

租税教育の一環として、次代を担う児童に、税に対する関心を高め、将来の理解ある納税者を育成することを目的に実施し、甲府市内27校及び韮崎市内4校の小学校から合計931点の作品応募がありました。

選考の結果、優秀作品に選ばれた作品をご紹介します。

(敬称略)



●小学5・6年生の部
甲府市立中道北小6年
望月 花夏



●小学3・4年生の部
甲府市立玉諸小4年
大森 希唯



●小学1・2年生の部
駿台甲府小2年
早野 綜一郎



●小学5・6年生の部
韮崎市立韮崎北西小6年
小澤 咲心



●小学3・4年生の部
韮崎市立韮崎小3年
宮川 聖彩



●小学1・2年生の部
韮崎市立韮崎北東小2年
春日 和花那



●小学5・6年生の部
甲府市立中道北小5年
望月 ひいろ



●小学3・4年生の部
山梨大学教育学部附属小4年
清水 万莉子



●小学1・2年生の部
甲府市立里垣小1年
荻野 想大



●小学5・6年生の部
韮崎市立甘利小5年
長瀬 絢美



●小学3・4年生の部
韮崎市立韮崎小4年
丸山 凜夏



●小学1・2年生の部
韮崎市立韮崎北東小2年
八巻 あさか



●小学5・6年生の部
甲府市立里垣小6年
荻野 結心



●小学3・4年生の部
甲府市立湯田小4年
林田 葵帆



●小学1・2年生の部
甲府市立大國小1年
古屋 光琉





●小学5・6年生の部
甲府市立中道北小5年
柳川 樹紀



●小学3・4年生の部
甲府市立山城小4年
山崎 康太郎



●小学1・2年生の部
山梨大学教育学部附属小2年
伊藤 咲希

優秀賞
甲府税務署長賞



●小学5・6年生の部
駿台甲府小5年
保坂 苺璃



●小学3・4年生の部
山梨大学教育学部附属小4年
伊藤 花夏



●小学1・2年生の部
甲府市立甲連小2年
雨宮 好葉

優秀賞
東京地方税理士会
甲府支部長賞



●小学5・6年生の部
山梨大学教育学部附属小6年
望月 梨匂



●小学3・4年生の部
甲府市立甲連小4年
田口 稀子



●小学1・2年生の部
韮崎市立甘利小2年
長瀬 光穂

優秀賞
甲府税務署
管内納税貯蓄組合
連合会長賞



●小学5・6年生の部
甲府市立朝日小6年
斎藤 遙心



●小学3・4年生の部
山梨大学教育学部附属小4年
小林 依愛



●小学1・2年生の部
駿台甲府小2年
大久保 凛珂

優秀賞
山梨日日新聞社賞



●小学5・6年生の部
甲府市立相川小6年
笠井 明日佳



●小学3・4年生の部
甲府市立玉諸小3年
加藤 いおり



●小学1・2年生の部
山梨学院小2年
弘津 智己

優秀賞
山梨放送賞



●小学5・6年生の部
甲府市立山城小5年
柳澤 朝陽



●小学3・4年生の部
甲府市立東小4年
古屋 知実



●小学1・2年生の部
甲府市立甲連小2年
網野 佑晟

優秀賞
テレビ山梨賞

法律相談

遺留分減殺請求権から 遺留分侵害額請求権への変更



古屋法律会計事務所

弁護士 古屋 俊仁

Q Xの父Aは令和7年3月10日死亡したが、全ての財産を長男Yに与える旨の遺言をしていた。母は先に死亡し、Aの相続人はXとYの2人である。Xはこの遺言の存在を令和7年11月14日に知った。そこで、XはYに対し遺留分の権利を主張した。以後どのように推移するのだろうか。

1. 遺留分と生前贈与の扱い

A 遺留分とは被相続人が生前贈与し、または遺言で全ての財産を他の者（この事例ではY）に与える旨の遺言を残したため遺産が皆無となった場合でも、財産を取得していない相続人（兄弟・姉妹を除く）には自分の法定相続分の2分の1（父母については法定相続分の3分の1）の権利は消滅せず、これを請求することにより遺産の一部を取得することができる。この権利を遺留分という。

この遺留分について、令和元年7月1日以降開始する相続に関して大きな民法改正がされた。

(1)加算する贈与の範囲の改正

本件ではXは法定相続分2分の1の2分の1、すなわち遺産の4分の1について

て遺留分を有しています。この権利の価額を計算するについて被相続人が生前した贈与の額を加算して遺産総額相当額を計算しなければならぬ。従来遺産に加算する贈与は、相続人以外への贈与は相続開始前1年以内にされたものに限定されていたが、相続人に対する贈与は年数の制限はなかった。しかしながら被相続人が相続開始時の何十年も前にした相続人に対する贈与の存在によって、受遺者または受贈者が受ける減殺の範囲が大きく変わることもありうる。しかし、受遺者または受贈者は相続人に対する古い贈与の存在を知り得ないのが通常であるため、受遺者または受贈者に不測の損害を与え、その法的安定性を害するおそれがあった。そこで、新法においては、相続

人に対する生前贈与の範囲に関する規律を新たに設け、相続開始前10年間にされたものに限り、遺留分を算定するための財産の価額に含めることにした。

2. 遺留分の権利の主張とその効果

イ. 遺留分の権利は遺留分が侵害されていることを知った時（本件では遺言の存在を知った時）から1年間で時効により消滅する。したがって、1年以内に遺留分の権利の主張をしなければならぬ。

ロ. この主張がされた場合の効果について、従来は、遺留分に関する権利を行使すると、当然に物権的效果が生じ、遺贈または贈与の一部が無効となるものとされていた。その結果、遺贈等がされた財産（本件の場合全ての遺産）は遺留分権利者と遺贈等を受けた者との間で、共有となってしまう。被相続人が特定の相続人に家業を継がせるため、株式や店舗等の事業用財産について遺贈等をして、遺留分を主張されると株式や事業用の財産が遺留分権利者との共有となる結果、これらの財産の処分が困難になるなど、事業承継後の経営に支障が出るのみならず、以後共有物の分割の手続きを要し遺言の趣旨が生かされないなどの指摘がされていた。また、現在の遺留分制度は、遺留分権利者の財産権の保護になっており、このような趣旨からして、遺留分権利者に遺留分侵害額に相当する価値を取得させることで、その目的を達することができそれと十分であるとの指摘がされていた。

そこで、前記と同様、民法改正で、従来遺留分の主張を遺留分減殺請求（物権

3. 遺留分侵害額の支払い方法等

遺留分侵害額は前記の通り、金銭で支払わなければならないが、その支払い方法について、金銭を直ちに準備できない場合に対処する方法として、裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、金銭債権の全部または一部の支払いにつき相当の期限を許与することができるとしている。ところで、金銭債権の支払いに代えて遺贈または贈与の目的財産を給付して金銭債務の支払いに充てるという方法（従来の遺留分減殺請求の場合には遺留分権利者の持分は法定相続分の2分の1として遺産分割協議と同じ方法で共有物の分割手続きを行ってきた）も検討されたが採用されなかった。

したがって、遺贈または受贈の目的財産をもって遺留分侵害額支払請求権という金銭債権の支払いに充てるためには、遺留分額支払請求権者と受遺者（または受贈者）との間で、新たに、①代物弁済契約の締結、または、②譲渡契約の締結、という手続きをとらなければならないことになった。その場合には譲渡所得税等を負担することになる。遺留分の権利の主張がされた場合従来の方法は使用することができない。

4. 遺留分に関する権利主張が、遺留分減殺請求権という物権の請求権から遺留分侵害額請求権という金銭債権に法的性質を変更したことに伴い、遺留分の権利主張がされた場合の処理の仕方が大きく変わることになる。相対注意しなければならないことになったことから今回紹介することにした。

的効果が生ずるもの」とされていたが、改正では物権的效果が生ぜず遺留分侵害額支払請求権という金銭債権が発生するものとし、名称も遺留分侵害額請求権とした。この改正により遺留分侵害額は金銭で支払わなければならないこととなった。

税 務 相 談



防衛特別法人税の創設と 実務での対応

東京地方税理士会甲府支部 税理士 秋山 聖也

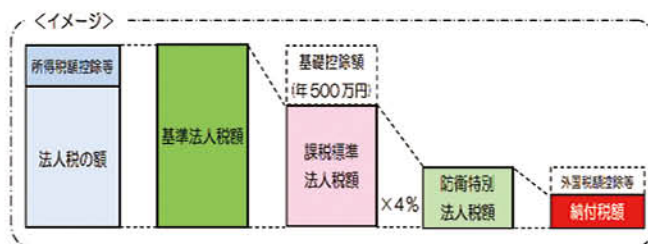
日本の防衛予算は、2022年度の5.4兆円から年々増加し2025年度では8.7兆円を計上しています。このような状況下で令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）（令7改正法）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源確保に関する特別措置法（防確法）」が改正され、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として防衛特別法人税が設立されました。本稿では令和8年4月1日以後に開始する事業年度より申告が必要となる防衛特別法人税について整理していきたいと思います。

1. 防衛特別法人税の概要

納税義務者	各事業年度の所得に対する法人税を課される法人
課税事業年度	令和8年4月1日以後に開始する各事業年度
課税の対象	各事業年度の基準法人税額 ^{※1}
税額の計算	防衛特別法人税額＝課税標準法人税額 ^{※2} ×4%
確定申告期限	事業年度終了の日の翌日から2月以内
中間申告期限	事業年度開始の日以後6月経過日から2月以内

※1 基準法人税額とは、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額をいいます。

※2 課税標準法人税額＝基準法人税額－基礎控除額（年500万円）



（国税庁パンフレットより抜粋）

上記の通り、納税義務者は各事業年度の所得に対する法人税を課される法人となっております。ただし、基礎控除額が年500万円となっているため、中小企業等への税負担を限定的にする配慮がなされています。なお、ここで注意が必要なのは、所得金額が欠損等となり基準法人税額が0円となる場合や、基礎控除額の控除により課税標準法人税額が0円となる場合であっても、防衛特別法人税確定申告書の提出は必要となります。また、法人税の中間申告書を提出すべき法人については、防衛特別法人税の中間申告書の提出義務も生じますのでご注意ください。（防衛特別法人税の中間申告書は、令和9年4月1日以後に開始する事業年度から提出する必要があります。）

2. 企業会計への影響

次に会計処理への影響を見ていきます。防衛特別法人税の導入により、税効果会計を適用している企業では、実効税率の計算に注意が必要となります。具体的には、導入以後の繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の計算に用いる法定実効税率について、防衛特別法人税を考慮した法定実効税率を使用することとなります。法定実効税率の計算は、下記のとおりとなります。防衛特別法人税率が加わることで法定実効税率が上昇するため、繰延税金資産及び繰延税金負債の再計算が必要となります。

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{防衛特別法人税率} + \text{住民税率})}{1 + \text{事業税率}}$$

3. 税務上の取扱いと申告書様式

防衛特別法人税は、法人税や地方法人税と同様に各事業年度の所得の金額の計算上、損金として認められません。申告書については、新しく「別表一次葉一」として加えることとなっております。申告書様式については、国税庁ホームページ^{※3}をご確認ください。

※3 防衛特別法人税の申告書様式 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0025004-109_2.pdf



防衛特別法人税は
ゼロ円でも申告が必要です。

その疑問、 チャットボットに 相談しませんか？

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。



スマホでのご利用は
こちらから▼



税務職員ふたば

2026.1.5(月) 相談開始

所得税の確定申告 (令和7年分)

**e-Tax、確定申告書等
作成コーナーの操作方法**

2026.2.2(月) 相談開始

消費税の確定申告 (令和7年分)

インボイス制度

New 贈与税の申告 (令和7年分)

▼以下の項目についても公開中
年末調整 (1/31まで公開)

パソコンでもご利用できます！

こちらで検索▼

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

手順1

相談内容を選択

所得税

所得税の確定申告
令和7年分

e-Tax、作成コーナーの操作方法

消費税

消費税の確定申告
令和7年分

インボイス制度

贈与税

贈与税
令和7年分

手順2

相談のしかたを選択

- ・メニューから選択
- ・文字で入力する

確定申告の手続き e-Tax・作成コーナー

- 確定申告に必要な書類を調べる
- 確定申告が必要か判定する
- 医療費控除/住宅ローン控除/ふるさと納税など
- よくある状況別に調べる
- その他メニュー

医療費控除

税務相談チャットボット

医療費控除

「医療費控除について」ですね。

医療費控除とは、1年間（1月～12月）にあなた（申告する方）やあなたと生計を一にしている①家族の医療費が一定額を超えた場合に受けることができる所得控除②です。

一定額を超えた場合は、支払った医療費の合計額から医療費の補てん金を引いた金額が、10万円（ただし総所得金額等③が200万円未満の方は総所得金額等の5%）を超えた場合です。

医療費控除の額は、この一定額を超えた部分の金額（最大で200万円まで）となります。

参考情報:

☒ 医療費を支払ったとき（医療費控除）

相談をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報の[リンク](#)をクリック

- ・チャットボットは、質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力いただくとAI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。
- ・国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）からご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

商工業振興資金・融資制度のご案内

商工業振興資金とは

県と金融機関が協調して、原則として山梨県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。
県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利率・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。

山梨県 商工業振興資金

検索



ご利用いただける方

県内に事業所があり、原則として1年以上事業を営んでいる中小企業者等（一部の資金除く）
従業員、資本金に関する要件等についてはホームページでご確認ください。

主な融資（R7.12.1現在）

融資名	資金用途	年利率	保証料率	限度額・償還期間
事業促進融資	通常の事業運営に必要な資金	2.2%	0.225 ～ 0.95%	設備 5,000万円 7年以内 運転 2,000万円 5年以内 一企業限度 5,000万円
小規模企業サポート融資	小規模企業者で事業運営に必要な資金	1.8%	0.25 ～ 1.1%	設備 2,000万円 10年以内 運転 2,000万円 7年以内 一企業限度 2,000万円
起業家支援融資	新規に開業するときに必要な資金 開業後5年未満の事業者で、事業運営に必要な資金	1.6% 1.4% 1.3%	0.45% 又は 0.65%	設備・運転 合計 3,500万円 10年以内
新分野進出支援融資	業種転換、経営多角化、新技術・新製品の研究開発、企業化等のための資金	1.6%	0.15 ～ 0.95%	設備 8,000万円 10年以内 運転 3,000万円 5年以内 一企業限度 8,000万円
成長やまなし応援融資	生産性向上、働き方改革に取り組むときの資金 県が指定する成長分野に関連する事業のための資金	1.6%	0.225 ～ 0.95%	設備 1億円 10年以内 運転 2,000万円 5年以内 一企業限度 1億円
経済変動対策融資 (不況業種対策関係)	セーフティネット5号の要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者で、経営の安定に必要な資金	1.6% 1.4%	0.8%	運転 5,000万円 10年以内
経営力強化支援融資	国の認定を受けた専門家（認定経営革新等支援機関）等の支援を受けながら経営改善や経営力の強化に取り組むときに必要な資金	1.7%	0.45% ～ 1.75%	設備 1億円 7年以内 運転 1億円 5年以内 借換を含む場合は10年以内 一企業限度 1億円

※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、上記信用保証料に0.25～0.45%の保証料が上乗せとなります。
保証要件等については信用保証協会にお問い合わせください。

「中小企業金融相談窓口」をご利用ください

融資制度の紹介や、様々な金融に関する相談に、相談員が対応いたします。お気軽にご相談ください。

相談日 土曜、日曜、祝日を除く毎日（事前予約をいただくとスムーズです）

相談時間 午前9時～午後4時（正午から1時までを除く）

相談場所 山梨県庁 別館3階（産業振興課内）

お問い合わせ先 TEL：055-223-1554

新入会員紹介 (令和7年10月～12月)

(順不同・敬称略)

一般社団法人 山梨県バレーボール協会

代表者 遠藤 俊郎
業 種 スポーツ競技団体
住 所 甲府市中央4-12-21
TEL 090-3433-8851
URL <https://volleyball-yva.asfsite.jp>

合同会社 まちづくり甲府

代表者 進藤 中
業 種 サービス業
住 所 甲府市相生2-2-17
TEL 055-233-2260 FAX 055-233-2131
URL <https://www.genkinamachi-kofu.com/>

有限会社 ネクスト

代表者 佐藤 洋平
業 種 労働派遣事業、建設業
住 所 中巨摩郡昭和町西条5314 KOBAYASHIビル1-C
TEL 055-225-5904 FAX 055-225-5938

輝建設 株式会社

代表者 岡 春雄
業 種 土木建設業
住 所 南アルプス市飯野新田774-2
TEL 055-269-7748

TRIBAY 株式会社

代表者 安積 広信
業 種 医療、福祉
住 所 甲府市住吉5-25-14 IKビル205号
TEL 050-8894-6940 FAX 055-288-8663

株式会社 メディコ

代表者 松崎 創
業 種 メディア事業、web制作、プロデュース業
住 所 東京都渋谷区神宮前4-19-8
TEL 03-6804-2344
URL <https://medico-press.jp>

石水会計事務所

代表者 石水 秀治
業 種 会計事務所
住 所 甲府市荒川1-8-18 豊栄ビル202
TEL 055-269-6006 FAX 055-269-6007
URL <https://sw-kaikei.com>

金井写真事務所

代表者 金井 良介
業 種 写真、動画、ドローン撮影
住 所 甲府市東光寺3-9-10
TEL 055-215-0417

蔵楽

代表者 三枝 裕子
業 種 飲食店
住 所 甲府市北口2-3-6
TEL 055-234-5727

KAMITSU -果蜜-

代表者 鈴木 晃太
業 種 小売業
住 所 笛吹市御坂町上黒駒847-2
TEL 070-2353-9798

ホソダ不動産 株式会社

代表者 細田 健二
業 種 不動産業
住 所 甲府市飯田4-4-22
TEL 055-269-7576 FAX 055-269-7563
URL <https://hosoda-fudousan.com/>

株式会社 佐渡屋

代表者 野中 久美
業 種 飲食業
住 所 甲府市相生2-3-13
TEL 055-237-3108 FAX 055-235-3378
URL <https://www.3108.co.jp>

研修会予定

●新設法人説明会

1月 27日 甲府法人会館

【内容】

- 設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
- 日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
- 源泉徴収事務について
- キャッシュレス納付について

●決算法人説明会

3月 10日 山梨県流通センター
3月 12日 リッチダイヤモンド
総合市民会館

【内容】

- 法人税についての注意点
- 消費税についての注意点
- 源泉所得税についての注意点
- キャッシュレス納付について

税の無料相談会

【日程】

2月 20日

甲府法人会館

【会場】

東京地方税理士会甲府支部所属の税理士が、税に関する様々なご相談にお応えします。

発行所 公益社団法人甲府法人会

広報委員長 太田 丈三

甲府市中央4丁目12番21号

TEL 055-237-7774

印刷所 株式会社 少國民社

発行日 令和8年1月23日

法人会 貸倒保証制度が 皆様の攻めの経営を サポートします!



与信管理を**貸倒保証制度**へアウトソーシングすることで、
経営者の皆様は与信管理の心配から解放されます!

「法人会貸倒保証制度」にお任せください

Case ①

卸売業

お取引先が民事再生手続開始の申立てを行い、債務者に対する被保険者の売掛金債権が回収不能となった。

認定損害額

民事再生

668 万円

Case ②

製造業

お取引先が資金繰りの悪化で不渡り手形を出した。法的整理手続きの通知があり、決済予定の手形が不渡りとなった。

認定損害額

不渡り

1,000 万円

※過去に記名プランで起きた事故例です

お見積はカンタン

無記名包括
プラン

まずは「売上高」と「業種」をご申告ください。

全お取引先を包括して補償対象とする「無記名包括プラン」で保険料を計算し、ご案内します。
無記名包括プランは保険期間中のお取引先の追加・削除の変更手続きが不要です。

記名プラン

補償対象のお取引先の選定条件によって保険料を抑えることができます。

専用の見積依頼書にお取引先と債権残高等をご記載ください。「記名プラン」にて補償対象を絞ることで保険料を抑えることができます。

お問合せ先

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社

山梨支店 山梨第一支社

〒400-0858 山梨県甲府市相生2-3-16

TEL: 055-228-4331 FAX: 055-228-4385

営業時間: 9時～17時 (平日)